

〔別 紙〕

様式 1

203

事 業 報 告 書  
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人宝美会

- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 愛知県豊川市小坂井町道地 100 番地 1

(3) 設立認可年月日 昭和 56 年 1 月 29 日

(4) 設立登記年月日 昭和 56 年 1 月 29 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	牧野 一政	
理事	清水 武	
同	小林 浩久	
同	小森 義之	総合青山病院 管理者
同	松井 俊和	豊川青山病院 管理者
同	及川 道雄	浜名病院 管理者
同	疋田 順之	介護老人保健施設まんさくの里 管理者
同	生田 知子	総合青山病院 薬局長
監事	福井 邦夫	元 豊川信用金庫 常務理事
同	鈴木 浄哉	社会福祉法人清源会 もくせい授産所 施設長
評議員	澤入 章	元 株式会社日本アグネス 相談役
同	小林 功	元 愛知県県議會議員
同	日比 嘉男	豊川商工会議所 名誉会頭
同	吉川 一弘	豊橋信用金庫 会長
同	足立 陽一郎	足立法律事務所 所長
同	藤原 照元	税理士法人タックスワン中部 代表
同	小山 祥治	税理士法人タックスワン中部 税理士
同	浅井 一子	元 総合青山病院 産婦人科医

同	生田 智教	社会福祉法人宝会 特養あおい 施設長
同	浅野 桂	株式会社松栄管工 代表取締役会長
同	大木 光章	大木産業株式会社 代表取締役会長
同	橋本 明善	社会福祉法人桃里福祉会 桃里保育園 園長
同	松原 美紀	社会福祉法人宝会 常務理事
同	小塚 翔太	小塚司法書士事務所 所長
同	佐々木 康好	株式会社日本アグネス 代表取締役
同	穂迫 博宣	株式会社日本アグネス 専務取締役

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	総合青山病院	愛知県豊川市小坂井町 道地100番地1	一般病床 100床 療養病床 93床 [医療保険 193床] [介護保険 0床]
病院	豊川青山病院	愛知県豊川市西島町 中井33番地1	一般病床 0床 療養病床 275床 [医療保険 113床]
介護医療院	豊川青山介護医療院	愛知県豊川市西島町 中井33番地1	介護保険 162床
病院	浜名病院	静岡県湖西市新所岡崎梅田 入会地15番地の70	一般病床 89床 療養病床 88床 [医療保険 44床] [介護保険 44床]
介護医療院	浜名病院介護医療院	静岡県湖西市新所岡崎梅田 入会地15番地の70	介護保険 44床
介護老人 保健施設	まんさくの里	静岡県湖西市 岡崎1353番地の1	入所定員 100名 通所定員 60名

## (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所こざかい	愛知県豊川市小坂井町 道地100番地1	
訪問看護ステーションさつき	愛知県豊川市小坂井町 道地100番地1	
浜名居宅介護支援センター	静岡県湖西市新所岡崎梅田 入会地15番地の70	
訪問看護ステーションはまな	静岡県湖西市新所岡崎梅田 入会地15番地の70	

## (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

特になし

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 令和4年6月23日 | 令和3年度決算の決定について        |
| "         | 令和3年度の剰余金又は欠損金の処理について |
| "         | 社員の加入について             |
| 令和4年9月22日 | 新しい理事の選任について          |
| "         | 総合青山病院の病棟再編について       |
| 令和5年3月23日 | 令和5年度の事業計画並びに收支予算について |
| "         | 社員の脱退について             |

## (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

## (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

## (7) その他

令和5年1月1日 総合青山病院の病床数の変更(230床→193床)

## 様式第一号

法人名 医療法人宝美会

※医療法人整理番号

所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

203

## 貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	2,553,227	I 流動負債	3,119,368
現金及び預金	1,087,604	買掛金	56,580
事業未収金	1,362,720	短期借入金	1,320,000
たな卸資産	70,160	1年以内返済長期借入金	704,800
前払費用	7,069	未 払 金	24,936
その他の流動資産	25,673	未 払 費 用	589,419
II 固定資産	7,013,735	未 払 法 人 税 等	142
1 有形固定資産	6,806,507	未 払 消 費 税 等	11,664
建物	3,971,819	預り金	36,712
構築物	120,850	リース債務	188,686
医療用器械備品	468,768	賞与引当金	186,211
その他の器械備品	125,169	その他の流動負債	215
車両及び船舶	2,608	II 固定負債	6,667,788
リース資産	667,103	長期借入金	5,444,173
土地	1,443,985	長期未払金	351,045
その他の有形固定資産	6,202	退職給付引当金	380,229
2 無形固定資産	104,279	長期リース債務	492,341
借地権	8,185	負債合計	9,787,156
ソフトウェア	92,064	純資産の部	
その他の無形固定資産	4,029	科 目	金 額
3 その他の資産	102,948	I 積立金	△ 220,193
生命保険積立金	72,379	設立等積立金	275,181
役職員等長期貸付金	936	繰越利益積立金	△ 495,375
長期前払費用	26,500	II 評価・換算差額等	-
その他の固定資産	3,131	その他有価証券評価差額金	-
		繰延ヘッジ損益	-
資産合計	9,566,962	純資産合計	△ 220,193
		負債・純資産合計	9,566,962

法人名 医療法人宝美会  
 所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

※医療法人整理番号 203

損 益 計 算 書  
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		8,623,704
2 事業費用	8,877,947	-
(1)事業費		8,877,947
(2)本部費		
本来業務事業損失		△ 254,243
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		146,550
2 事業費用		144,068
附帯業務事業利益		2,482
事業損失		△ 251,761
II 事業外収益		
受取利息	14	
施設負担金収益	36,635	
雑収入	9,294	
その他の事業外収益	63	46,008
III 事業外費用		
支払利息	39,866	
その他の事業外費用	1,176	41,042
経常損失		△ 246,794
IV 特別利益		
固定資産売却益	2,145	
その他の特別利益	8,000	10,145
V 特別損失		
固定資産売却損	-	
その他の特別損失	1,960	1,960
税引前当期純損失		△ 238,608
法人税・住民税及び事業税	142	
法人税等調整額	-	142
当期純損失		△ 238,750

## 様式第三号

法人名 医療法人 宝美会

※医療法人整理番号

203

所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

財産目録  
(令和5年3月31日現在)

1. 資産額	9,566,962 千円
2. 負債額	9,787,156 千円
3. 純資産額	△ 220,193 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	2,553,227
B 固定資産	7,013,735
C 資産合計	(A+B) 9,566,962
D 負債合計	9,787,156
E 純資産	(C-D) △ 220,193

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式5

法人名 医療法人宝美会  
所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書

### (1) 法人である関係事業者

種類 役員が株式の過半数を 占めている法人	名称 (注)1	所在地 豊川市小坂井町 門並5番地1	総資産額 (千円) 1,233,339	事業の内容 医療品の販売	関係事業者 との関係 医療品の購入
-----------------------------	------------	--------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------------

取引の内容 (注)2	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
医療材料等の仕入	582,709	診療材料費 他	未払費用
土地建物の賃借	25,655	医療用機械備品 他	148,341
給食の委託	31,270	修繕費 他	
事務委託	10,123	地代家賃	
	278,568	給食委託費	
	85,800	事務委託費	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 当法人理事長牧野一政が株式の過半数を占めている法人

(注)2. 佛日本アグネスからの医療品の購入等に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月25日または翌々月25日現金払いとしている

### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

203-

# 監事監査報告書

203

医療法人 宝美会  
理事長 牧野 一政 殿

私達は、医療法人宝美会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4会計年度の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私達は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。会計監査につきましては独立監査人からの監査報告を受け、監査報告書を受領しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月12日  
医療法人 宝美会

監事 福井 邦夫

監事 鈴木 浩哉

## 様式第五号

法人名 医療法人宝美会

※医療法人整理番号

203

所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	土地	1,443,985	-	1,443,985	-	-	1,443,985
	建物	5,947,408	55,710	6,003,118	2,777,251	175,954	3,225,866
	建物付属設備	4,325,064	2,178	4,327,242	3,581,289	118,020	745,952
	構築物	577,929	-	577,929	457,079	16,479	120,850
	医療用器械備品	661,697	218,974	5,576	875,095	406,326	468,768
	器具備品	635,769	18,750	17,003	637,516	512,346	72,292
	車両船舶	17,243	350	300	17,293	14,685	1,677
	リース資産	1,966,247	514,266	1,392,876	1,087,637	420,533	109,444
	一括償却資産	19,140	4,053	-	23,194	16,991	7,731
	計	15,594,485	814,284	1,415,757	14,993,013	8,186,505	589,078
無形固定資産	借地権		-	-	-	-	-
	電話加入権		-	-	-	-	-
	ソフトウェア	158,693	2,031	-	160,725	68,661	31,473
	水道施設等利用権	1,430	-	-	1,430	1,037	95
	計	160,123	2,031	-	162,155	69,699	31,568
その他 の資産	長期貸付金	5,592	-	4,656	936	-	-
	投資有価証券	-	-	-	-	-	-
	出資金	1,425	-	-	1,425	-	1,425
	差入保証金	1,252	20	-	1,272	-	1,272
	敷金	227	334	127	434	-	434
	生命保険積立金	71,503	1,064	188	72,379	-	72,379
	長期前払費用	42,195	1,440	17,135	26,500	-	26,500
	計	122,195	2,859	22,106	102,948	-	102,948

## 1 継続事業の前提に関する事項

当法人は、当事業年度において、当期損失 238 百万円を計上し、欠損金 220 百万円を計上し、220 百万円の債務超過になっております。当該状況により、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当法人としては、この状況を解消すべく、合理的かつ実現性の高い事業計画の策定、実施により、事業利益を確保し、数年内の債務超過解消を目指しております。事業計画を実現する為の経営改善策については、明確な目標値（入院患者の稼働率向上等）を掲げ、具体的な施策を策定いたします。

しかし、現時点では、事業計画策定中、関係者との協議中であるため、継続事業を前提とする重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続事業を前提として作成されており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

## 2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 最終仕入原価法により評価を行っております。

## 3 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

定額法によっております。

### ② 無形固定資産

定額法によっております。

## 4 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の定める繰入限度相当額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々期末の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

203

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

収益、費用項目は税抜方式、固定資産は税込方式を採用しております。また、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の費用として処理しております。

## 6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

- ① 補助対象となる支出が事業費に計上される補助金について事業収益に計上しております。
- ② ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

## 7 担保に供されている資産に関する事項

### 担保に供している資産

建物	2,407,187 千円
土地	1,204,693 千円
計	3,611,880 千円

### 担保に係る債務

短期借入金	820,000 千円
1年以内返済予定の長期借入金	542,528 千円
長期借入金	4,838,790 千円
計	6,201,318 千円

## 8 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

### (1) 法人である関係事業者

203

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業内 容	関係事業者 との関係
役員が株式の過半数 を占めている法人	(株)日本アグネス (注)1	豊川市小坂井町 門並 5 番地 1	1,233,339	医療品 の販売	医療品の 購入

取引の内容(注)2	取引金額(千 円)	科目	期末残高 (千円)
医療材料等の仕入	582,709	診療材料費 他	未払費用
	25,655	医療用器械備品 他	148,341
	31,270	修繕費 他	
土地建物の賃借	10,123	地代家賃	
給食の委託	278,568	給食委託費	
事務委託	85,800	事務委託費	

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.当法人理事長牧野一政が株式の過半数を占めている法人

(注)2.(株)日本アグネスからの医療品の購入等に関する取引価格は市場価格を勘案して  
決定し、支払条件は翌月 25 日または翌々月 25 日現金払いとしている

## 9 その他医療法人の財務状態又は損益の状態を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産の減価償却累計額 8,186,505 千円

### ② 補助金に関する事項

内訳	交付者	金額(千円)
新型コロナウイルス感染症自宅療養者への 医療提供事業補助金	愛知県・静岡県 他	80,058
病床機能再編支援交付金	愛知県	31,008
その他	愛知県・静岡県 他	105,777
合計		216,843

## 10 重要な後発事象に関する事項

203

令和5年6月2日に愛知県豊橋市・豊川市で発生した大雨の影響により総合青山病院において床上浸水の被害を受けております。この影響により令和5年6月3日より令和5年6月5日まで外来業務を休診し、総合青山病院健診センターについても令和5年6月6日まで休業し、車両・医療器等の浸水による故障の被害も発生しております。業務再開後においても、まだ一部医療機器が作動せず、それらの修理、購入が完了するまで、通常業務の完全復旧には今しばらく時間を要するものと思われます。当該損害額は令和5年6月15日現在未確定ですが、外来稼働日数の減少や復旧費用の発生により、第44期の事業損益へ重要な影響を及ぼすものと想定されます。

法人名 医療法人宝美会

※医療法人整理番号 203

所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

## 引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,987	199	-	-	8,186
賞与引当金	180,094	186,211	180,094	-	186,211
退職給付引当金	365,149	101,816	86,736	-	380,229

## 様式第七号

法人名 医療法人宝美会  
 所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

※医療法人整理番号 203

## 借 入 金 等 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,120,000	1,320,000	0.32%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	696,968	704,800	0.58%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,852,939	5,444,173	0.58%	R5.4～R28.9
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	7,669,907	7,468,973	—	—

(注)1. 長期借入金のうち、独立行政法人福祉医療機構による1,200,000千円については、  
 新型コロナウイルス対応資金融資として借入日から5年間無利息の借入金である。

- (注)2. 長期借入金のうち、愛知県による250,000千円および豊川市による250,000千円については、  
 新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金として借入日から7年間無利息の借入金である。
- (注)3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額。
- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 令和6年4月1日～令和7年3月31日  | 636,011 千円 |
| 令和7年4月1日～令和8年3月31日  | 719,934 千円 |
| 令和8年4月1日～令和9年3月31日  | 715,673 千円 |
| 令和9年4月1日～令和10年3月31日 | 578,490 千円 |

様式第八号

法人名 医療法人宝美会

※医療法人整理番号     203

所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

有価証券明細表

【債券】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
計		

## 様式第九の一号

法人名 医療法人宝美会  
 所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

※医療法人整理番号 203

## 事業費用明細表

(単位:千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,032,321	-	1,032,321	111	-	1,032,433
給与費	5,264,106	-	5,264,106	116,976	-	5,381,082
委託費	765,938	-	765,938	-	-	765,938
経費	1,810,216	-	1,810,216	23,540	-	183,377
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	8,593	-	8,593	209	-	8,803
計	8,877,947	-	8,877,947	144,068	-	9,022,015

## 様式九の二号

法人名 医療法人宝美会  
 所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

※医療法人整理番号 203

事 業 費 用 明 細 表  
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金額
I 材料費	
医薬品費	422, 934
診療材料費	561, 108
その他	48, 390
	1, 032, 433
II 給与費	
給与	4, 282, 117
賞与	391, 787
退職給付費用	101, 816
法定福利費	605, 360
	5, 381, 082
III 委託費	
検査委託費	145, 593
給食委託費	253, 430
その他	366, 913
	765, 938
IV 経費	
減価償却費	620, 766
福利厚生費	194, 783
光熱水費	238, 438
控除対象外消費税	225, 220
器機保守料	143, 772
その他	410, 776
	1, 833, 757
V その他事業費用	
研修費	8, 803
	8, 803
事 業 費 用 計	9, 022, 015

法人名 医療法人宝美会

所在地 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1

純 資 産 變 動 計 算 書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

基金 (又は出資金)	積立金			その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	換算差額	等	純資産合計
	別途積立金	設立等積立金	繰越利益積立金					
令和4年3月31日残高	-	-	275,181	△ 256,624	18,557	-	-	- 18,557
会計年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	△ 238,750	△ 238,750	-	-	-	△ 238,750
会計年度中の変動額合計	-	-	△ 238,750	△ 238,750	-	-	-	△ 238,750
令和5年3月31日残高	-	275,181	△ 495,375	△ 220,193	-	-	-	△ 220,193

## 独立監査人の監査報告書

令和5年6月16日

医療法人宝美会  
理事会御中

公認会計士 天城武治

### 監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人宝美会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第43会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

私は、上記の医療法人宝美会の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

### 継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は、債務超過の状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不

確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認めらえる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算種類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。

- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・理事者は、継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合には、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類の表示および注記事項が厚生労働省第95号(平成28年4月20日)において定められ

た医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とのその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上